

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

- 1 処分日 令和4年(2022年)2月21日
- 2 処分内容 戒告
- 3 処分者 八王子市長
- 4 被処分者 所属部：福祉部
役職：主任
年齢：33歳
性別：男性
- 5 処分理由 当該職員は、担当する生活保護受給者に対して不適切な発言をしたことにより、市政に対する信頼を著しく失墜させた。
- 6 上記監督責任 所属部長 60代 嚴重注意
所属課長 50代 訓告
所属主査 50代 嚴重注意

【総務部長コメント】

市民に対して人格を否定する差別的発言をしたことは、いかなる理由があっても許されるものではなく、全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、市民の皆様に対して、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止に努め、職員一人ひとりが公務員であることを自覚し、決して市民の皆様の信頼を損なうことのないよう、改めて指導を徹底してまいります。